

明治学院大学体育会 弓道部OB会規約

(名称)

第1条 この会は、「明治学院大学体育会弓道部OB会 白金弓友会」（以下本会という）と称し、本部を会長宅もしくは副会長宅に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、明治学院大学体育会弓道部（前身の明治学院大学愛好会弓道部および同体育会弓道同好会の時期を含む。以下、弓道部という）に4年迄在籍した者とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互および現役・会員間の親睦をはかり、加えて弓道部の発展に寄与することを目的とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置き、役員会を構成する。尚、役員は5名以上10名以下とする。

会長 1名
副会長 若干名
会計 1名
書記 若干名
監査 1名

- 2 役員は、役員または会員により推薦された候補についてOB会総会（以下、総会という）の議決により決定する。
- 3 役員の任期は総会の議決により決定した日の翌月から2年間とし、再任を妨げない。但し、役員改選が行えない場合に限り、次期役員が決定するまでその任を有するものとする。
- 4 役員の兼任は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた時は新役員が決定するまで兼任することはこの限りではない。この場合は兼任を会長が命ずるものとする。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1)会長は会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は会長を補佐するとともに会長に支障あるときは代行を務める。
- (3)会計は予算書および決算書の作成及び会計事務を執り行う。
- (4)書記は役員会及び総会で書記を務めるとともに、会報・会員名簿等の管理を行う。
- (5)監査は、会員及び役員会の業務が円滑に遂行されているかを管理し、併せて会計事務を監査する。

(役員会の仕事)

第6条 役員会は、会長の指示により、以下の業務を行う。

- (1)総会議案の作成
- (2)弓道部への派遣人員の選任
- (3)新規事業の策定

- (4)会報作成・会員の名簿管理
- (5)その他、必要事項の決議
- 2 役員会には必要に応じ役員以外の会員及び現役部員の代表として、主将、女子責任者、会計及びOB現役連絡員の陪席を要請することができる。
- 3 役員会は、総会の議を経て現役部員のために師範、監督、コーチ等を委嘱できる。委嘱する年数は特に定めない。本人から辞任の申し出があった場合はこれを認める。
- 4 役員会は、役員の4分の3以上の出席で成立するものとし、議決は出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。但し、委任状がある場合はこれを出席に加えることができる。
- 5 役員会は原則として年1回開催するものとするが、必要に応じこれを超えて開催することを妨げない。

(活動)

第7条 本会は、第3条の目的を遂行するために会員自身の運営により、次の活動を行う。尚、費用については、総会において予算案にて計画する。

- (1) 総会の開催
- (2) 会員・相互の親睦会の開催
- (3) 会員・現役相互の親睦会の開催
- (4) 東京都学生弓道連盟主催のOB 対抗戦への参加
- (5) 弓道部の師範、監督、コーチ等の推薦 及び経済的支援
- (6) 弓道部への経済的援助及び事務作業面、部活動面での援助
- (7) その他必要な事項

(総会)

第8条 総会は本会の最高議決機関であり、会員全員をもって構成する。

- 2 総会は毎年一回5月に開催し、前年度の活動報告 決算報告、当年度の活動計画、予算計画、役員を選出、その他の事項を協議決定する。尚、会長が必要と認めたときは、臨時OB会総会を開催することができる。
- 3 総会は、出席と委任状が会員の2分の1以上をもって成立するものとするが、出席と委任状が会員の2分の1に満たない時は、欠席者数を委任されたものとして扱うことができる。
- 4 総会の議決は出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。但し、臨時総会は役員会に一任する
- 5 総会は議長及び書記を出席者の中から選出し議事進行を委任する。尚、選出までは会長または副会長が議事を代行する。
- 6 総会で結論が出ず、役員会にその諾否を付託された事項については役員会で最終決定を下すことができる。尚、この場合も役員会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(会費)

第9条 本会は、第8条の活動を遂行するために次の会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費は、年額4,000円とし、夫婦とも会員の場合は、夫婦で 5,000円とする。
- 3 会費の歳入・歳出の一切は厳格に行い、会費並びに帳簿等を保管する。
- 4 会費の剰余金は、翌年度の本会予算に繰り入れる。

- 5 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。決算報告は毎年一回5月開催のOB会総会で行う。

(加盟・脱退)

第10条 本会への加盟は、原則として弓道部の部員がその卒業と同時に加盟するものとする。本会を脱退することは認めない。

(規約改正)

第11条 本会規約の改正の必要ある場合は、会員が改正趣旨・改正、原案を作成し役員会に提示する。役員会はこれを検討し、必要であれば修正を加えることができる。

付則

- 1 本会規約は昭和45年4月1日より施行する
- 2 昭和53年4月1日一部改正施行
- 3 昭和54年4月1日一部改正施行
- 4 昭和57年4月1日一部改正施行
- 5 平成19年5月20日一部改正施行
- 6 平成25年6月1日一部改正施行
- 7 令和7年6月1日改定（変更の詳細は新旧対照表参照）